

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係の公証等及び住民に関する記録の適正な管理をはかるため。	
記録項目	1 住民票コード、2 個人番号、3 住民コード、4 氏名、5 氏名振り仮名、6 住所、7 生年月日、8 性別、9 続柄、10 本籍、11 国籍及び在留資格等（外国人住民）	
記録範囲	住民	
記録情報の収集方法	収集の相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁） 収集の手段 届出書の提出、地方公共団体情報システム機構からの提供情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	住民基本台帳における支援措置対象者を含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所総務部総務課 （所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		